

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を次のように改正する。

平成29年6月2日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

本則中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第11号）の施行に伴い、地方税の課税免除等の対象業種から情報通信技術利用事業が廃止され、農林水産物等販売業が追加されたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。